

制定 平成 27 年 12 月 2 日

改正 平成 28 年 6 月 23 日

近畿情報通信関係団体連携促進会議 開催要綱

(目的)

近畿における情報通信関係団体等の相互間の連携及び親睦を図るとともに、情報通信の健全な普及啓発に寄与することを目的として、「近畿情報通信関係団体連携促進会議」を開催する。

(議題)

- 1 情報通信関係団体の活動などの情報の共有、連携に関する事。
- 2 情報通信に関する健全な普及啓発に関する事。
- 3 その他、当会議の目的達成に必要な事。

(構成員)

次に掲げる者の内、当会議の目的に賛同される者で構成する。

- (1) 近畿情報通信協議会の幹事
- (2) 近畿情報通信協議会の会員、又は会員から推薦があった者で、近畿情報通信協議会の幹事会で認められた者

(事務局等)

当会議の事務局、運営及び招集は、近畿情報通信協議会事務局が行う。

附則

この要綱は、平成27年12月2日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年6月23日から適用する。